平成２７年（フ）第１９２０号
大阪市此花区春日出南２丁目７番１号　グレートハイツ３号館501
債務者　光嶋　匡樹
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３６号
大阪府豊中市春日町５丁目６番14号
債務者　山下　勝好
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６０号
大阪市天王寺区勝山４丁目３番19―1002号
債務者　上田万佐代
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５８号
大阪府東大阪市新池島町２丁目12番31号
債務者　楠井　陽子（旧姓松波）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０８６号
大阪府東大阪市吉田６丁目６番48号　メロディーハイム東花園405号
債務者　井上　　文
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０９２号
大阪市中央区農人橋１丁目１番29―1009号
債務者　青木　圭介
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０９３号
大阪府門真市江端町11番１―519号
債務者　北堀　清照
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６号
岡山県倉敷市西阿知町1122番地２
債務者　白神サチ子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
熊本市中央区国府３丁目24番16号　ピカソ国府105号室
債務者　宮崎　健一
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３３号
熊本市北区鶴羽田３丁目８番１号　エミネンスコート201
債務者　宮本由紀子（旧姓土山）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
岩手県花巻市東和町田瀬25区400番地
債務者　多田　晃二
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３６号
岩手県花巻市下小舟渡326番地
債務者　島田　健男
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３３９号
さいたま市岩槻区大字増長378番地１　彩幸の杜
債務者　奈良井美枝子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
埼玉県川口市赤井４丁目34番３号、旧住所埼玉県川口市大字里1046番地の９
債務者　西井　しの
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
埼玉県越谷市東大沢３丁目４番地26
債務者　鈴木　千穂
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
静岡県伊豆の国市南條184番地の２　高野ハイツ307号、前住所静岡県伊豆の国市長岡668番地
債務者　浅海　　衛
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
大阪府泉南市りんくう南浜３番地の10
債務者　萩岡　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係